合理的な方法に基づく表示値の設定について(記載イメージ)

合理的な方法に基づいて表示値を設定した場合と、分析によって表示値を定めた場合 との差別は不要である。

分析によらずとも分析による方法と同じような適正な表示を実施することは諸外国に おいて試みられている。

「この表示値は、実際とは乖離があり得ます」、「実際の栄養成分量とは異なる可能性があります」のような表示は、消費者を誤認させる表現であろうと考える。

食品に含まれる栄養成分の含有量を表示する場合、分析、計算等の算出方法に関わらず、表示値と実際の製品の栄養成分の含有量との間には多少の乖離があり得る。

その乖離の程度によっては、特段の断り書きなどがなくとも消費者が許容しうる場合と、断り書きなどがなければ、消費者が許容できない場合があると考えられる。そのため、両者を区別して表現する必要がある。

現行制度では、一定値で表示する場合、表示値が一定の誤差の許容範囲内であることを要件としているだけであり、何らか断り書きなどを記載する義務はない。

今回の改正においても、表示値が誤差の許容範囲内に収められる場合(資料1-3 ①の場合)は、特段の事情は変わらないため、引き続き、何らか断り書きをする必要 はないものとすることが妥当と考えられる。(現行制度を維持)

一方、改正案(資料1-3 ②の場合)は、何らかの記載がない限り、消費者が① との表示値の性質の違いを表示から把握することができない。

そこで、①との違いを明確にするため、②にはその値の意味(「表示値が誤差の許容範囲内には収まらない可能性」)についての記載が必要と考える。記載の仕方については以下のとおり。

【案】「表示値が誤差の許容範囲内には収まらない可能性」について記載

<表現例>

- この表示値は、実際とは乖離があり得ます。
- この表示値は、実際の栄養成分量とは異なる可能性があります。
- この表示値は、この製品そのものの分析値ではありません。
- 推定値

なお、上記表現例を基本に、表示値が誤差の許容範囲内には収まらない 可能性に関する理由等を任意で追記することは妨げない。

・この表示値は、<u>原材料に含まれる栄養成分のばらつきや製造過程の影</u>響により、実際とは乖離があり得ます。(下線部を追記)

「表示値が一定の誤差の許容範囲内に収まらない可能性」についての記載イメージ(1)

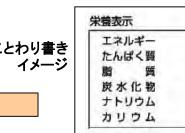
※ 消費者庁提案のイメージを実際の商品に重ねたもので、実際にこのような表示のものはない。

1. この表示値は、実際とは 乖離があり得ます。



T.						
	栄養表示			11	食48.8g	ったり
	エネルギー たんぱく質	180 4.8	kcal g	糖 類 食塩相当量	9.1 1.6	g
	脂質炭水化物	1.9 37.1	g	・この表示値	 [は、実際で 得ます。	とは

※ことわり書き イメージ



2. この表示値は、実際の栄養成分量とは異なる可能性があります。



栄養表示	1食20	Destat)		
エネルギー	120	kcal	食塩相当量	0.2	B
たんぱく質	1.3	B			
脂質	9.0	g	・この表示値	は、実際の	の栄
炭水化物	8.8	g	成分量とは異なる可能性		
ナトリウム	91	mg	あります。		, <u> </u>
カリウム	140	mg	057678		

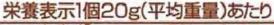
※ことわり書き イメージ

「表示値が一定の誤差の許容範囲内に収まらない可能性」についての記載イメージ(2)

※ 消費者庁提案のイメージを実際の商品に重ねたもので、実際にこのような表示のものはない。

3. この表示値は、この製品そのものの分析値ではありません。





エネルギーたんぱく質質	85 1.3 4.3 10.2	kcal g g mg
ナドリウム	74 68	mg mg
糖 類 食塩相当量	5.4 0.2	g gg

・この表示値は、この製品そのものの 分析値ではありません。

※ことわり書き イメージ



4. 推定值





※ことわり書き イメージ

